

## 第2回佐賀県・市町行政調整会議

平成22年12月11日

- 1 日 時 平成22年12月11日(土) 10時~11時30分
- 2 場 所 県庁本館4階 正庁
- 3 出席者  
市長会【横尾多久市長(会長)、坂井唐津市長(副会長)、秀島佐賀市長(役員)】  
町村会【田中江北町長(会長)、未安みやき町長(副会長)、武村大町町長(役員)】  
県 【古川知事、坂井副知事、古谷くらし環境本部長(協議事項6)、平子健康福祉本部長(協議事項1、2及び5)、牟田県土づくり本部長(協議事項3)、小池経営支援本部長(協議事項4)】
- 4 議 事

協議事項1 子育て支援のための「子宮頸がん」対策について(継続)

【古川知事】

それでは始めたいと思います。よろしく申し上げます。早速、協議事項1からお願いいたします。

【坂井副知事】

協議事項1番でございます。1番の子宮頸がん対策について、前回、今回の2回目の会議で、国の状況等の情報提供を行うということでございます。もうひとつは、ワクチン接種だけではなくて、検診、啓発が必要という前提で子宮頸がん対策を検討するということでございます。

そういうことを受けまして、県及び市町が一体的にワクチンの接種、それから検診、普及啓発活動の事業を推進するということで、ワクチンの接種、がんの検診、普及啓発を市町の事業としてやっていただき、その際、県は基金を造成して、それを今年度、来年度で流していくということでございます。また、普及啓発、がん検診の取組みということも、市町村と連携してやっていくということでございます。

具体的には、基金として11億3千5百万円程度を積み立てて、本年度4億4千7百万の事業費で国庫補助2分の1、残りについては交付税措置ということで財源措置をされていきます。今年度、来年度については、子宮頸がんだけでなく、ヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌のワクチンも合わせて、11億3千5百万円で積み立てて執行していくということで、今年度及び来年度までに予防接種対象者の全てが接種する。その後は、まだ決定はしてありませんが、定期接種に入っていく、定期の予防接種になっていくものとみられるということで考えております。以上が現在の状況でございます。

【古川知事】

はい。それではこれについて、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【田中江北町長】

措置をしてもらえるということで大変ありがたく思っておりますが、これが22年、23年度と2ヶ年間に限ってと今のところとなっておりますが、先日、町村会の国の役員会でも、24年度以降もやってくれと、やり始めて途中でやめるわけにはいけないので、24年度以降も是非ともこの補助が受けられるように、県の方でも是非、強く国の方にお願いをしていただきたいと思います。

【横尾多久市長】

関連しますが、たまたま先週から今週にかけて、クローズアップ現代をはじめ、いろんな特集番組でも比較的医療に関するものが多くて、私も注目して見ました。多分皆さんも御覧になった方いらっしゃると思いますが、特にワクチンについてのところでは、あるドクターによれば、「こういったワクチンができないのは、朝鮮半島の北の方と日本国ぐらいだろう」と言われるくらいでした。どうも、制度、チェック、確認、国内製薬メーカーの確保とかいろんな事情があるにしても、「あまりにも遅れすぎている」という指摘もありました。そういったいろんな動向や先進諸国の、特にヨーロッパをはじめとした助成体制を見ると、今回の特に3ワクチンですけれども、これについては予防接種法に定める定期接種に位置付けるべきだということを地方からもしっかりと国の方に言ってですね、財源確保の問題はもちろんありますけれども、このことについては、県と市、町が一体となって国に働きかけることが極めて重要だと思います。これは直接ここで判断する材料ではないとしても、是非知事さんも町村会もお考えいただいて、共に、そういった問題提起、提案をできたらなと思います。

【古川知事】

そうですね。県内でも市や町が先鞭をつけていただいて、こうした流れを作っていたという事になると思っておりますが、本当は補正予算で今年と来年やりますというようなことはおかしいですね。まさに今、横尾会長が言われるようにきちんと定期接種に位置付けてもらって、これは我が国として我が国にいる接種対象者に対しては、きちんとやっていくということを決めていただくことが必要になるだろうと思っておりますので、これは私たちがもしっかり国の方にも地方の声を伝えていきたいと思っております。

【末安みやき町長】

1点お伺いしますが、本町でも国の方針、意向に沿って国の基準どおりに来年1月から実施するようにしています。しかし、申し訳ないのですが、県費助成がなく、助成基準額を国と市町で折半することとなっておりますので、先ほどお話があったように本事業は予防接種法に基づく定期の予防接種ではないという中で、予算事業であるのではないということから、事業目的等からも県の助成もお願いしたいという気持ちもあります。市町村課の方にお尋ねしましたら、交付税措置がされているから県費助成の隙間はないという回

答を受けたと担当から伺いました。そこで交付税措置が本当にされるのかということを確認させていただきたいし、されるならどのくらいの率でカウントされるのかを御教示いただければ大変ありがたいです。

【古川知事】

また、後で事務的に話させますが、9割だと思います。1割の分は本人負担の部分があるという前提で、私の理解によれば9割交付税措置されているということだろうと思います。その意味では国費負担と市町村の負担と交付税措置の分、本人負担ということで10分の10になっているということではないかと思っていますが。

【事務局】

市町村課でございます。今伺っている状況として、流動的なものは残っておりますが、国からきておりますのが、公費カバー率が9割ということで、今おっしゃっていただいたように残りの1割は、御本人負担になるか、どこかが単独でカバーするかです。

【古川知事】

公費でなかったら、本人しかないでしょう、公以外の誰かが出してくれるの。

【事務局】

スキームとして、国が2分の1、市町が2分の1ということになっておりまして、その2分の1どうして9割をカバーするということになっております。

【古川知事】

だから、そう考えると45%、45%ですね。

【事務局】

全体としてはそうです。ただ、公費カバー率の考え方が、その1割の方は、高所得者の方々を概念上除いて、1割の方はそれだけいらっしゃるという概念から、公費を残りの9割の方々についてみましようというスキームを今組んでいます。

【古川知事】

つまり、お金持ちの人は全額自費やってください。そうじゃない方は全額公費で見ますよということかもしれないと。そういうのがあり得るのかな。

【事務局】

実施ベースでは、そういうことは判別できないので、もしかしたら、おっしゃるとおり45%になるかもしれません。

【古川知事】

そんな、いちいちあなた所得はいくらですかと。

【事務局】

理念上は、交付税のカバー率はそういう意味では100%です。

【古川知事】

100%じゃないでしょう。

【事務局】

100%です。市町が負担した分について100%ですが、概念上、お金持ちの方は全部個人負担です。

【古川知事】

お金持ちの方とか、実際どうやって確認するの。

【坂井副知事】

考え方として、もともとの公費カバー率がそういう高額所得者のところ除いて、1割くらいあるだろうから9割にしていますと、その9割については、完全に裏負担の分も交付税措置をしますと、ただ、現実には知事がおっしゃるように、その1割を誰がどうやってカウントするかとなると、結局は9割の半分の国費が来て45、9割の半分裏に交付税がついて45、だから90%に結局はなる。

【田中江北町長】

私を感じたのは、9割というのは、打てない人がいるだろう、対象者の中に1割くらい打てない人がいるから9割となっているのかなという感じで思っていたのです。

【古川知事】

財源措置をする金額の考え方、財源総額ですね、補正予算による総額は、そうやって受けない人もいようからということやっていくのだったら分かりませんが、制度として見るときには、ちょっと違うような気もするけどな。実際に市や町の現場で予防接種してもらう時に所得で分けられるの。

【田中江北町長】

分けられないです。

【平子健康福祉本部長】

知事からも説明していただいたように、これは基本的に9割ということで設定はしてあるのですが、その交付税の算定の仕方が交付税特有の算定の仕方で、詳しくは私も分かりませんが、接種人数の掛け算になっているわけではなく、丸めてきているということがあります。そういった意味で金額の総額としては確保されているという考え方です。残りの1割のところは、これは国の方の説明会の中でも、ちょっと言葉が濁されているところがあるのですが、今の接種単価の接種基準額は、基本的にはこのまま変わらないということを念頭に、個別の接種の金額を定めていただく際に、各医師会とお話をされると思うのですが、そういった中で接種単価のこれから3回分ける話であるとか、来年度例えば市場価格の話で、どういうふうに落ちていくとか、そういったことも考慮しながら御判断いただくことになろうかと思います。

【秀島佐賀市長】

一番最初、要望に出ていましたように、こういったものは国の方で早めに方針を出さないとこの子宮頸がんワクチンも自治体によっては先に取り組んで、いわゆる接種者負担を2分の1としたところもあるわけです。それで途中から全額補助に変わってくると、先に接種をした人達にどうするのかと、後でお金をいくらかまた戻すのかというそのあたりの

難しさも出てくるから、今回はやむを得ないとしても、今後そういったものを見たところで、方向性を早めに出すというのが大事ではないかなと、そういう要望も我々はしていないといけないとも思います。私のところはまだしていなかったからよかったものの、「22年度では間に合わないのではないかと、23年度にやる」と、「よそは22年度にやるのになんで23年度か」と、そういう2、3ヶ月のずれを指摘されております。ただ、学校の子供たちを対象に、そして1回だけではなくて、何回かしないといけないということになると、年度でいった方がいいかなということで悩んでいる部分もあります。

【古川知事】

分かりました。また、終わった後にでも今の件について少し話をさせていただければと思います。

【横尾多久市長】

実は今、秀島市長がおっしゃったことは、現場の保健師とかも大変混乱して苦労しているところなんですね。後でどう補足していくか。先になんとか努力をして財源を確保して努力をした自治体がありますが、我々もそうなんですけども、途中でパッと国に決められて、あと半分持つよとなって、形はいいのですが、どこでするのか、何月何日からできるのか、過去の分はどうなるのか、一切関係なしに「とりあえず行け」という、そんなことで、国の方には全体的なこととか、現場の対応や混乱とかいろんなことをおもんばかった対応がしかるべきだろうと思うのです。これは全国の議論の中で言うべきことかと思えますけど、そうじゃないと本当に現場は大変だということなど、いろんなところから聞いていますので、参考までに。

【古川知事】

大体多くの特にこういう健康とか、福祉、医療の政策というのは、割と自治体のところで、先進的なところがいろいろ先鞭をつけて、それで非常に評判がいいとじわじわと広がり、最後に国がオールジャパンでやるようになるというのが、パターンではあるんですね。今回もそういったことの先進的に取り組んでいただいているところがあって、それを見ていきながら国がやっていくようになったという、流れとしては悪くないと思うんですが、ただ補正予算でやるっていうのが、非常にわかりにくいところがあって、でも、来年度予算と言わずに少しでも前倒しでやろうとしてくれたのは、本来感謝すべきなのかもしれないんですが、確かにちょっと異例は異例だなという気がします。

いずれにしても、今積み残しになっている問題点もありますので、そういった点はいろんなルートでこちらの方からも国に伝えていきたいと思えます。

協議事項2 国民健康保険の広域化について（継続）

【古川知事】

それでは、次に協議事項2 国保の広域化についてお願いします。

【坂井副知事】

国保の広域化でございます。前回、この場で国保の広域化に係る連携会議、市町長さんが出席の会議ですが、それを行ってまとめていくということでございました。

【古川知事】

この部分は実務者会議とか別途の場で検討したものの報告でございますので、資料はいっぱいありますが、ざっと流す感じで、特に何かコメントがあればという形にしたいと思います。

【坂井副知事】

厳しい国保財政等の中で、とにかくやっていくという強い決意でやってきましたということでございます。12月末までに国への提案、支援方針を策定して出していくということでこの間やってまいりました。そして、また23年度以降も順次項目を追加していくということでございます。

そして、今まで首長さんが出られて行った検討会議、24日に報告案の了承を今知事から話していただきました。その間3回実務者会議をやっております。今、支援方針の最終的な作成段階にきております。

その中身でございます。広域化等支援方針1から6まででございます。22から23、24と県、市町が取り組む事項を決定しているというところでございます。特に具体的には、4の 、 、 でございます。

医療費適正化対策ということで、医療費の高い市町は、分析してその結果を活用した適正化事業を実施していく。それに調整交付金で措置していくことでございます。それから、財政運営の広域化等で、特に保険財政共同安定化事業の拡充ということで、現行と変更は拠出金の算出方法の変更と、そしてその際に激変緩和ではないですが、県調整交付金の活用ということで拠出の超え額が交付額3パーセントを超えた場合には、調整交付金で支援ということが主でございます。それから収納率の目標を掲げて頑張ってくださいということでございます。それからまた標準的な保険税の算定方式また応益の割合をこういう方向でやっていくということでございます。

今後、高齢者の医療制度の改革の方向を踏まえて、環境を整備していくということでございます。

以上のことが11月24日の会議の中で基本的には了承され、今それで支援方針案を作って、意見を聴取して、その意見の聴取まで終わったところだと思います。よろしく願いします。

【古川知事】

そういうことでございまして、国保の広域化については、基本的な議論の定義を前回のこの場でして、その後、連携会議で議論をして様々な議論もありましたが、色んな意味で飲み込みもしていただいたうえで、なんとかまとめることができたという状態になっておりまして、この一年間の中でも一番大きな変化ではないかなとすら思っているところでございます。このことについて何かコメントがあればお願いします。

【末安みやき町長】

大変ありがたいと思っております。県内に住むところによって、国保税の開きが佐賀県内1.5倍あるようであります。国民健康保険税ですので、税格差がこんなにあることは大変不思議に思っておりますが、その意味で広域化に向けて更なる支援の拡充と県の引き続き強いリーダーシップのもとで実現していただきますようお願いを申し上げます。以上です。

【古川知事】

この問題そのものは、佐賀県単位ということもさることながら、全国的にどうしていくかという問題もはらんでおりまして、今、新しい高齢者医療制度の改革が今年の年末に一応決着をみるべく議論が進められております。

その中で全国知事会も、これまではこの医療保険の運営の責任者になることに強く反対をしてきていましたが、その反対については止めました。その中では私も都道府県も一定の役割を担うべき、責任を果たすべきだということを主張しました。これまでのように、ただ市町村にだけお願いしているという時代ではないということを訴えまして、知事会の中に異論もありましたが、表現が悪いかもしれませんが、皆なんとなく不承不承であったという感じに今のところなっています。

ただ、その時の基本的な考え方としては、やはり保険そのものについては、国がしっかりとした財政責任を果たすということを明確にさせていただかなければ、市町村でやっているものを都道府県がやったからといって、事態が解決するわけでも何でもございません。制度そのものが変わらなければ、保険という機構そのものが変わらずに構成員が変わらなければ、何も変わらないわけでありまして、だから都道府県が運営責任を果たせば問題が解決するというのではないだろうということを私どもは主張しております。

また、さらには、その実際の保険者と向き合う又は保険料の徴収をする、そういったことを考えると、市町村と一緒にやっていくってということなしに県だけでこうしたものがやれるわけがないというのも我々の強い主張でございまして、県がやることによって市町村が引くというよりは、むしろ市町村も市町村としていろいろやっていくうえに、県としても役割を果たしていくということが求められているというふうに思っているところでございます。

あと一週間くらいで、その新たな高齢者医療制度をまとめなくてはいけないということに差し掛かっておりますが、私どもとしても、とにかく県としても一定の責任を果たしていくということと合わせて、国においては今の財源スキームでは根本的な問題の解決にならないということを認めていただいて、それをどうするのかということについて、是非、御理解をしていただき何とかそれを少し言質を取ればと思っているところでございます。

【横尾多久市長】

その改革会議の委員でございますので、一言申し上げたいのですけれども、全体の大勢はこの間の原案にも示されているとおり、「運営主体は都道府県単位の運営主体で行うべき

だ、**「できれば県がいいだろう」ということなんです。今、古川知事から前向きな発言をいただいたことは大変ありがたいと思うのですが、改革会議に来られている知事会代表の神田愛知県知事さんは、トーンとしては全然違う言い方をされているのです。財政が見えないので、もう「NO」に近いくらいの発言をされております。古川知事がおっしゃったようなスタンスの方もおられると私は理解しているのですがけれども、それならそれでそのことを知事会としてですね、是非前向きな取組みも可能なんだ、あるいは考えているんだということを発信ができないものかなと思うのです。**

そうしないと、なかなかこう重苦しいというかですね、皆さんが望んでいて、我々市町村現場もルーティーンワークの大変なことはやりますよと申していますし、我々からも国にちゃんと財政措置もしてくれと求めており、そのうえでマネジメントに関しては是非都道府県が提言や力を発揮していただきたいということによって言っていますので、是非知事会の方でもそういった論を広げていただくことが極めて今重要なタイミングだと思います。

#### 【古川知事】

わかりました。実は知事会で条件付きという感じで方向性を出した後、神田知事と、あと麻生知事も入っておられたと思いますが、厚労大臣とお話しされたんですね。あの時の厚労省の対応があまりにも不誠実だったので、それで知事会が態度を硬化しているんです。要するに財源が全体としてみて、国保なら国保に投入される財源の総額が増えていかないと、基本的にはプレイヤー変えただけで何の解決にもならないではないか、県がやれば問題解決するというふうに思っているのは大間違いだよという話、つまり、今市町村が法定外繰出しをやっている部分を、都道府県が法定外繰出しをやればそれで問題が解決するのかという話全然違うでしょうと。にもかかわらずその厚労省とか厚労大臣の回答は、これは財源の議論をする場ではないということをやられているわけです。財源については別途議論するんだとそれは、社会保障何とか会議みたいところで、だからここでは財源の議論はできなくて、枠組みの議論だけさせてくれと言われているので、そんなことでは話にならないではないですかということになっているんです。

知事会の方としてもその場で何か財源について明確な答えを求めているというわけではないのですが、要するにただ単にプレイヤー変えれば問題が解決することではないよねと、根本的には財源の問題を解決しないとだめだよねということで、それについては国が引き続ききちんと責任を果たしていきますよということについて約束をしようということをやっているんです。それについて少し厚労省も何か雰囲気が変わってきているようなので、前回の神田知事の改革会議でのスタンスとは、今この瞬間少し変わってきてはいるんですが、いずれにしても私どもは全く何もやらないということのように聞こえたかもしれませんが、そこはやるようにしても国がきちんと責任を果たすことと、財源の問題について、一定の見通しを示してほしいとか、意欲を示してほしいということ担保したうえで、引き受けるときは引き受けていこうという感じでございます。

#### 【横尾多久市長】



ありがとうございました。経過はわかりました。是非改革会議の他の委員さんにもそういった状況があることをお伝えしたいと思います。

そもそも、この改革会議が始まる前に、私も民主党の政策政調幹部の方にも申し上げたのですけれど、今順調に走り始めた急行列車があるが、止まれとって止めてもいいけれど、全部脱線しますよと。だからよほど周到な路線の変更とか、減速とか考えていかないと大混乱になるからと言ったのです。けれども、廃止の方向になっている訳ですが、今おっしゃたようなこととかですね、実務のことも含めて厚労省を中心に早急にまとめていただいて、よりよい方向になることを我々も期待しておりますので、よろしくお願いします。

【古川知事】

わかりました。

協議事項3 県営事業負担金及び補助金の廃止について（継続）

【古川知事】

それでは協議事項3これも継続でございますが、県営事業負担金及び補助金の廃止についてお願いします。

【坂井副知事】

県営事業負担金、補助金の廃止ということで、これまでの議論でございますが、まず、県と市町の役割分担これを明確にしていこうではないかと、そういう中で県で実施する事業というのは市町村負担ということは求めない、また市町で実施していただくものについては県費補助を出さないという大きな方向として、議論を始めていきたいと思います。

一つは、まず国と県との関係、直轄事業負担金がございます。国は、国土保全や広域的な交通の確保等、本来国が責任を持つべき事業を決定していき、県は広域的、受益者が不特定多数のものをやっていく、そういう中で国と地方の役割分担を明確にして直轄事業負担金を廃止していく。ならば、地方の中でも県と市町村の関係の中で、それぞれ役割分担を明確にしたうえで、そうした負担金、補助金の整理をしていきたいと思います。ただ、このことについてはいろんな事業の姿勢、地域の事業の偏在の問題などいろんなことがございます。そこで今回提案でございますが、県土整備の負担の在り方連携会議と銘打っていますが、そこにおいて具体的に議論していただくかということでございます。

会議の概要でございますが、まずは金の話が先にあるというよりも、県と市町の役割分担、そこを明確にしていくと、そういう中で負担金なり補助金の在り方について関係市町村との協議の中で意見調整をしていこうということで、連携会議は首長さんに出ていただく、もちろん副市町長さんの代理も可能でございますが、そうしたことで、その下に実務者会議の中で議論をしていきたいと思います。今現在、市町負担を求めている事業としては、街路、それから港湾、漁港事業等がございます。そうしたものについて議論していきたいと思います。

今後の方向性ですが、役割をきちんとしたうえで、これは検討事例ですけども、街路事

業は原則市町の事業だと、港湾事業についても重要港湾は県で行って、地方港湾については市町の事業ということでどうかという、ただ、これで決定するというよりも今後こうしたことを議論していきましょうということでございます。それから漁港事業についてもそういうことでございます。ただ土地改良事業が、農家負担が入っておりますので、これはまた別の検討がきちっとあるかと思えます。中身は触れませんが。

そして次の会議スケジュールでございます。1月以降、1月に開始して9月までと、9月までに最終的な中間結論を出したいと思っています。その間に随時、実務者会議で話をつめていくと、9月としましたのは24年度の予算に調整ができて反映可能なものは反映していきたいということで、こういうスケジュール感で、今年度、来年度進めさせていただきたいということでございます。以上でございます。

【坂井唐津市長】

1点御確認させていただきたいとことと、質問させていただきたいことがあります。例えば県営事業の中での港湾事業一つとりましても、一つ御確認させていただきたいのは、現計画の基本的整備がなされるまでは、これは当然県が中心になってというか、責任を持って管理していくということで理解をさせていただいてよろしいのかということ、いま一つは、例えば県内どの地方港湾もそうでしょうか、うちの場合呼子港があります。地方港湾として、ただ呼子港というのは確かに地方港湾でありますものの避難港としての位置付けがあります。そうすると地方のみが受益者だけとは限らなくなってしまう、そういった地方港湾も現在県内にはあるかと思えます。呼子港だけとは言いませんが、そういったことのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【牟田県土づくり本部長】

具体的には、これから関係市町と協議をしながら決めていくと思っておりますが、やはり急激にドラスティックに変えていくのはなかなか難しい面があるかと、財源の問題にしても、体制の問題にしても、御理解が得られるところから少しずつ変えていくというイメージでございます。

それと呼子港については、避難港の話もありますし、港湾と漁港が隣り合っているという問題もあって、あそこの位置づけをどうするのかというのは、今後検討事項だろうと思っております。

【古川知事】

基本的な考え方のベースにあるのは、何も県が負担を減らそうとか、そういったことを基本に考えているのではなくて、あくまでも今我々は国と地方の間の役割分担を明確にしろと言って、もたれかかるのは止めようって、国に対して言っている以上は、県と市町の在り方についても整理をしていきたいという考え方に基づいての相談を始めさせていただきたいというものでございますので、そのところは何も助平心があってやっているわけではないというところを協議を始める前に御理解をいただきたいと思います。

それで話のつくものについては、9月ぐらいにまとめればと思っておりますし、今お話が

あっているようなもので引き続き協議が必要なものもありますし、また、ずっと継続で事業が行われているものについての扱いとか、そういったこともありますので、その辺はよく話し合いをしたいと思っておりますが、実際に事業を具体例でみると、それぞれの市や町で自分のところで行っている事業がどうなるのかなと思っておりますと議論が実際の議論としてできるものですから、今回あえて出させていただいております。他にございませんか。

【秀島佐賀市長】

申し訳ないのですが、担当部署の話を書き聞かなかったもので、全然食い違った質問になるかもしれませんが、土地改良事業は、ほぼ県内終わっていると、ただ佐賀市一部終わってないところが、今からどうしようもないからやろうかというところもありますが、そういったものはどうなるのか。

【牟田県土づくり本部長】

県の基本的な考え方としては、それぞれの事業あるんでしょうが、基本は市町村をまたがるような広域的な事業については、従来どおり県営事業で実施させていただいて、その市町村の中で重々納まるようなものについては、できれば市町の方がいいだろうと。財源の話はその時に「いやそういわれても急に知事、財政負担が重過ぎる」という話があると、役割分担と同時に財源の話もさせていただかないといけないと思います。

【秀島佐賀市長】

今日は時間が限られていますので、そのあたりはまた担当本部の方と話をさせていただきたいと思っております。

【古川知事】

そうですね、今後のスケジュール見ていただければわかりますように、連携会議で1月以降に、じっくりこれだけをテーマにしてというか、これだけでもないですが時間をとってやりますので、ここでまた色々な首長さんの御意見をいただきたいと思っております。そのうえで今度実務者会議を開いて、それぞれ実際に事業を担当している人たちの意見交換をしたうえで決めていこうと思っておりますので、その場でも御意見をいただければと思います。

協議事項4 県から市町への権限移譲について（継続）

【古川知事】

協議事項4、県から市町への権限移譲についてにいきたいと思っております。これも継続でございます。

【坂井副知事】

前回までの議論でございますが、権限移譲を受けやすい、そうした環境を作っていくことが必要だということでございます。そしてまた市長会、町村会でそれぞれ意見を集約して、出していただくというようなことで、そういう中でそれぞれが問題意識を持ちながら

協議しようということで、次の二つが市長会から出されました権限移譲についての意見でございます。そこは市長会の方からよろしく申し上げます。

【横尾多久市長】

今回出した結果について簡単に述べます。読んでいただくとわかるようになっております。ポイントとしては、権限移譲ということで国から都道府県、都道府県から市町村へという流れになっていきますけれども、一つはどうしたら権限移譲が進むと考えるかということで、基本は「最適なサービスをいかに県民の皆様に届けるか」ということであります。そういった視点で全体を見るべきだろうということです。まずは、今後移譲を受けるかどうかの判断の基準は市民にとってメリットがあるかどうか。市民というのは町民もちろん入っておりますので、誤解の無いように申し上げます。

合わせまして、財源の確実な対応や人材の育成を含めた人員体制等の課題等の解決も必要です。その際には、基本的に基礎自治体に直結する事務も多数ございますが、県内一律の移譲を実施することが重要と考えられるので、その条件を整えるために十分な協議をする必要があるだろうということです。

また、県の事務担当者から市町村の事務担当者に対しまして、具体的な事務の流れとか、年間の申請件数、事務量の説明をしていただいて、要は評価ができるようにしていくということも必要ですし、そのことにより分析をしてさらに改善をしていくことにもつながっていくだろうということです。

また、定員管理計画などを進めているわけでありまして、限られた職員数でそれぞれの自治体に対応しております。こういった体制の中で、事務量の把握ということも当然必要になります。今後の事務量の増減によりましては、交付金制度とは別に人的支援ということもありうるのではないかと、という声がいくつかの市からでています。

次に2項目は、どういった権限を移譲してほしいのかということですが、市で許認可の権限を持つことによって、手続きの短縮ができ、取次業務が簡略化できる事務、また利便性向上や市民サービスに直結するような事務等が考えられるだろうということでございます。冒頭にも言いましたように、より最適なサービスを県と市が役割分担、あるいは権限の配分をしながら、やっていくのが基本だろうということです。

次はその他の意見でございます。権限移譲を受けました場合に、年間を通じて、ほとんどないような事務とか、県で実施した方がスケールメリットがあるような事務については、これは再度検討する必要があるのではないかと、ということが1点目です。次に行政改革により、業務見直しとか職員数の削減が行われておりますので、権限移譲によって、これらの財源や人員の確保、経験技術などが必要になる部分も出てきています。ですから、そこに関してはある意味で、市町へ負担がかかるということになりますので、このあたりも、ちょっと工夫する必要があるのではないかと、ということです。3点目は地域主権戦略大綱がございまして、政府の方では、法令により基礎自治体への一層の権限移譲が促進されることになっておりますため、権限移譲には慎重になって、もう少し根本的に考えるべきじゃ

ないかという意見もありました。

また19年度以降に移譲件数が減ってきている件です。市町にとっては事務処理の迅速化、住民サービスの向上といったメリットが感じられないからなかなか伸びてきていないのかなという意見もあるようです。

また、これ以上の権限移譲を受けるためには、先ほども言いましたが、専門職員の配置等、経費面も必要性が出てきます。このことはトータルで見ると権限移譲によって県内市町のどこがどのように変わったのか、県ではどのように変化が出たのか、そしてトータルとしてどのような効率化が図られたのかなどにつきましても、比較するなり、分析するなりして、それらをお互い共有して、今後の改革に活かしていくことが必要であろうということです。特にこのことについては、いくつかの市から強く提案が出ています。繰り返しになりますが、よりよいサービスを提供していくために、移譲前と移譲後の効果を検証して、さらにどのような改善が必要かとか、そういったことの情報を明らかにしていくことが一つ。もう一つは移譲を受けた市町でも、一部負担感があるようにも思える側面もあるという意見もございますので、そういった分析とかも今後適切にして、さらなる改善をしていくということが必要だと思います。いわば行政の権限移譲改革に関するPDCAサイクル(事務局注：計画(plan) 実行(do) 評価(check) 改善(act)のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法)みたいな感じですね。そういったことも今後是非すべきではないかという意見がございました。

【古川知事】

この件について、他に市町側から何かありますか。総じて言えば、先ほど一番最後に言われたように、権限移譲のPDCAサイクルを回して行って、チェックをし、さらに進めていくということをやった方がいいですね、という話だと思います。どうですか。

【小池経営支援本部長】

おっしゃるとおりだと思います。前回議論をさせていただいた後に、早速こういう意見をまとめていただきまして、ありがとうございます。もしよろしければ、実務レベルで権限移譲協議会をすでに作っておりますので、あの中で具体的に権限移譲リストの方をもっといいものにできるかどうか、あるいは今おっしゃっていただいた人的財政的な支援体制をもっと充実させることができるかどうか、そういったことを議論させていただいて、またこの場で議論をさせていただけたらと思います。

【横尾多久市長】

実務協議の場で、具体的な事例等を含めて詰めていただいたらメリットがあると思います。実務者も、ともすると県のスタッフや幹部の皆さんに対して遠慮がちに言うかもしれませんが、忌憚なく聞いていただいて、改革の種はどこにあるのかというのを探って、よりよい改革の仕方を探っていく、多分こういうことについても、今後、各都道府県内における努力が都道府県ベースの善政競争のきっかけになっていくと思います。あそこはこういう方法があるじゃないのかと、そういうことで佐賀方式という大げさですけども、こ

ういう方法があるよと言うことを発掘していくことも大切なことだと思います。是非、本部長の方でそういった調整とかをしていただければありがたいと思いますし、各市町の現場からも積極的に改善改革を考えるという思考で当たっていきたいと思います。

【古川知事】

この件については、よろしいでしょうか。それではP D C Aサイクルを回していくということで、引き続き実務の協議をしていきたいと思います。

協議事項5 公立病院の医師の確保について（新規・町村会提出）

【古川知事】

それでは新規の町村会から提出された公立病院の医師確保、お願いします。

【田中江北町長】

町村会からですが、公立病院があります大町町長の方から提案をしていただきたいと思います。

【武村大町町長】

今回、提案させていただいておりますのは、医師不足の解消ということで、県内に公立病院が10か所ございます。どうしても6年前からの新臨床医療制度がスタートしてから医師確保というのが非常に難しくなっております。

そうした中で、佐賀大学に依存しておりましたけども、なかなか医師を確保することができない。そういったものによって、救急医療とか時間外診療とか診療科目の閉鎖あるいは診療体制に大きな影響を与えているというのが実態でございます。

こうした中で、いろいろな対応の仕方をその町、その市そのものでいろいろと努力はしておりますが、なかなか思うに任せないということで、非常に頭を痛めているわけです。四苦八苦してお医者さんをお願いしても6か月とか3か月とかということで医師の交代によってなかなか患者さんに信頼を持っていただけないこと、いろいろなものがございます。そういうことで、ぜひ市町の病院に対しても前向きに何かアドバイスがいただけないのかどうか、お力になっていただけないかということですが、そもそもそうした医療保健体制について、ちょっと調べてみましたが、ドクターバンク事業とか、ドクタープール事業とか、あるいは医師確保をするためには寄附講座の設置、こういったものですが中々私たちには程遠いような気がいたしております。

そういった形のなかで、地域に密着した小さな病院でございますが、特に高齢者を抱えている町としては、足がないために今ある病院に依存されているというのが実態でございます。そういったことを踏まえすと、是非、こういった小さな町にも目を向けていただけるようなお力添えをいただきたいというのが私の願いであり、県内にある公立病院の皆さんと接するときの話の内容等も含めて、今回提案をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

【古川知事】

これについて、まず、県で行っている事業がどういったものがあるのかについて、本部長の方から説明をお願いします。まず、例がいろいろ挙げられているのですが、基本的にはドクターバンクにしてもドクタープールにしても、こういう意欲のある人を登録してもらい、または引っ張ってくるという事業がどうかという話、それと3番目が寄附講座という感じになっていると思うんですが、これらについて、私の理解によれば似たようなこと、同じようなこと、それぞれ佐賀県でもやっていると思っているんですが、それについての説明をお願いします。

【平子健康福祉本部長】

まず、基本的には数を増やさないといけないということで佐賀大学の方に佐賀県の推薦枠といったものであるとか、あるいは地域枠といったものを設けて、ただ、これは養成までには時間がかかりますので、今、佐賀県枠がやって今年4年目の試験中ですが、そういったところでだいたい10年くらい、最低でも1年生から入ってくるのでかかるというのが問題点ではありますが、そういったこと。

また、あるいは奨学金を設けて、これは佐賀県内の医師の問題というのが一番は診療科の偏在なんです。診療科、特に一部問題になりましたが、小児科であるとか産科であるとか、そういった特定の科の医師が基幹病院に十分な数が配置できないと、そういったことを確保するために奨学金制度を設けて、そういった分野に誘導しているということがございます。

また、地域医療再生基金を使いまして、佐賀大学の方に寄附講座を設けて、そういった特定の分野あるいは地域医療を目指してくれるような方々を養成する特別の講座をこれも今年度から設置しております。

また、従来から続けております施策といたしましては、御案内のとおり自治医科大学の方に年間2名ほど養成をしているということがございます。

先ほどお話もありましたけども、今一番医師の単なる数だけではなくて、これに基づいて、崩壊というか医師の過労あるいは加重的な負担ということが問題になったのは、やはり一定数の数が基幹病院に確保されないと、一層に逃げていってしまうということがございます。そういった背景を踏まえますと、全国的に見ても集まる病院には集まるといったところがありますので、まず、県内の状況を見渡したときに、一番基幹となる主だった病院に集中的に配置を行ったうえで、そこがしっかりして、そこから立て直すということが最も求められているのではないかと考えております。そういった観点からも佐賀大学あるいは佐賀大学に限らず九州大学、場合によっては国立病院機構の関係、そういったところとも連携をしながら対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

【古川知事】

ここにいくつかの事業の例が書いてありますが、今、平子本部長から説明がありましたように、佐賀県でもそうやって将来足りない診療科目や佐賀県内の地域で働いてくれる医師の養成というのは行っているわけです。だから毎年のレベルで言うと、今、自治医大が

2人で、あと推薦枠が今5人でしたか。

【平子健康福祉本部長】

推薦枠が2名、地域枠が7名佐賀大学5名と長崎大学が2名です。

【古川知事】

合計で言うと政策的に協力をしてくれている医師というのは毎年何人養成されていることになる。

【平子健康福祉本部長】

11名です。

【古川知事】

11名。だから数年前までは2名しかいなかったのですね、自治医大に。それが今や毎年11名はこの足りない診療科目や離島とか辺地とか、そういう地方勤務をいとわない医師というものを出していこうということでやっているわけです。だから将来的にはというか、10年後くらいには、今、本当にのどが渴いて仕方がないような状態というのは、少しは確保されていくのかなと思っています。ただ、町長は今切実に、今いないんだ、今足りないんだ、今のどが渴いているという状態にはなかなか対応できていないというのが正直なところで、これについては、私どもも機会があるごとに、いろんな公立病院が主ですけども、そういった病院の状況などをお伝えして行って、大学なり、厚労省、文部科学省なりの対応をお願いしているところでございます。

こうしたドクタープールやドクターバンクについて、こうしたところが効果があるということであれば、喜んで一緒になってさせていただければというふうに思っておりますが、ただ、私が見ていて思いますのは、我々は、お医者さんを募集する側なので、どうしても自分たちの目で見てしまうんですが、医局とか大きな病院と話していると、一番言われるのは、「知事さん、悪いけど、あなたは自分のことしか考えていないだろう」、「はい、そうです。」と言うと、「お医者さんのことを考えてるね」と言われるんです。「お医者さんは、別にお金があと10万円高かったらそっちの方へ行きますよ、みたいなことではないんだ」と、「きちんとした医師として必要な経験が積めるか、自分の成長につながるかということ非常に大事に思っておられる」と、「だからそういう環境というものをちゃんと自治体側で準備してやらないと、ただ足りない、足りないというだけでは、お医者さんというのは来ませんよ」と、「では、あなたのところに行ったら、手術は年間何回くらいできるんですか、患者さんが何人くらいいるんですか」と、「もし、その人が仮に自分の手元にいれば、年間100回とか200回とかいろんな経験ができる。そうならいけば、次の自分のステップというのが想像できる。そうではないところに行けと言うからには、それなりのものが欲しい」、それなりのものというのはお金ではなくて、まさに医療の経験とか成長につながる何かがあるのかということなんですね。そこまで言うと非常に我々にとっても厳しい言い方なんですけど、ベッド数の少ない、患者さんがそれほど多くないところに、数少ない自分の手持ちの駒を優先的に配置をしていくと判断するのは、非常に難しいんだと言われ



るわけです。それが直接やり取りとしているところの正直な感想です。と、言いながらも自分が請われて、頼まれて人が足りないところに行くんだというお医者さんもいらっしゃると思います。だから、そういった人を探していく努力もしなくてはいけないということも感じています。

もう一つは、ぜひこれはお伝えいただきたいと思うんですが、お医者さんは診察していらっしゃるだけでなく、診断書を書いたり、前の準備と後始末にものすごく労力とられています。実は医療クラークという人がいて、それはお医者さんのお手伝いをしてくれる補助者なんです。この医療クラークを公立病院に入れるのであれば、助成しますという県の制度があるんです。私が今回見てみたけど使っているところはなかったのではなかったかと。それはもったいないと思うんです。要は、ここに行けば本当に自分は診療に専念ができる、周りの雑務的なところはクラークがやってくれて、非常に負担が軽いというふうなところは、病院としての魅力になるだろうと思います。だから、そういったところで、せっかく我々も制度を作っているのだから、そういったことを御活用いただくということも是非、御検討いただければと思っているところでございます。

おそらく医師不足の問題は皆さん共通で思っていると思いますが、他に何かあれば。

【横尾多久市長】

今の医療クラークはずっと今後予算措置されるということですか。

【平子健康福祉本部長】

今のところ補助事業としてはずっと立っている状況です。

【横尾多久市長】

3年後にも消えることはなくですか。

【平子健康福祉本部長】

3年後の話まではちょっと何とも申し上げようがないですが。

【横尾多久市長】

わかりました。それはそれで今後活用を情報共有していきたいと思いますが、いろいろ考えていくと、例えば公立病院の医師不足は、実は基幹病院となる都道府県立とか、あるいは大学附属病院の医師が、定着率が悪いとそこに穴が開きますので、派遣していた先から、すなわち地域公立病院から医師を引き上げるということから始まって、あとはドミノ的に広がっているのが今の現状だと思うのです。そうすると研修医、レジデントクラスの方々が、自分が就学をした大学附属病院に何割残るかというのが、かなり重要なポイントなのですが、直近の細かいデータまで取っていませんが、数年間はまあまあ佐賀大学附属病院もよかったのですけれど、最近になって少し落ちてきているような噂も聞きますので、その比率が落ちないように、比率を確保していかないと、今のよう状況が発生するなという危機感を強く持っています。

かつては、周産期医療とか産婦人科が話題にもなっていましたけれど、今も話題になっ

ていますけれど、実はもう目の前に静かに来ているのは外科とか内科も不足している事態にもなろうとしていますので、是非、一つは大学附属病院への若い研修医たちの残留ができるようにしていく努力が必要だと思っています。それをさらに考えていくと伊万里市長さんなんかもよくおっしゃるんですが、そもそも研修医制度が改革されたために自由に医師が研修先を選ぶことになって、大都会のあるいは民間の大型のやや待遇のいいところの、まさに先ほど知事さんがおっしゃったいろいろな認定医から直接の指導を受けれるような病院に流れがちになっているのです。そういった医療界の人材育成そのもののあり方を、もうちょっと国としても考えてほしいというのは公立病院を抱えている自治体は皆思っています。これはこのテーブルの議論だけではないのですけれど、全国市長会としても国に申し上げていますが、たぶん知事会もおっしゃっているんじゃないかと思いますが、そういったことも片方では言って改善していかないといけないなと思います。

#### 【古川知事】

それとこの場で言いにくい話ではあるのですが、先ほど申し上げたように、医師にそういうチャンスを与えなくてはいけないということからすると、本当は病院の再編統合もやっていかななくてはけないんです。だから伊万里はまさに有田との統合を選ばれたわけです。それでもベッド数が増えて、いろいろな意味で医師としてはいい環境になると思います。それでも本当にお医者さんが集まるかどうか不安だとおっしゃっているんです。

小さな病院になると、今、医療訴訟とか医療過誤とかってということについて、ものすごく厳しい時代になっているじゃないですか。場合によっては刑事責任を問われかねないような時代になってきている。となると医師の正直な気持ちとすると専門外のものは見たくないわけですね。だからそうやってきちんと専門の人がたくさんいる中で、自分がやるべきことは何なのかということが明確なところの方が安心して診療に専念できるということがあるわけです。だから、そんなふうに医師に自分の専門性を発揮できるような環境を作り出すための、そこは我々も苦しけれどもやっていかななくてはいけない選択もあるということを考えておかないと、とにかく病院を作ったからここに何かいれないといけないという話だけだと、そこはなかなか本当に今のこのいろいろ厳しい条件の中のもとではお願いしにくいというのがありますので、そこは御理解賜りたいなと、御理解賜りながらも、努力はとりあえずしていかないといけないと思います。

#### 【平子健康福祉本部長】

先ほど会長さんの方からお話がありました補助の制度ですが、今の補助の制度全体としては今年度のみ、北部、西部のみ25年度まで再生基金の方からあるということがあります。また、今年度については、研修費も見るということになりましたが、来年度以降は病院の規模によっては、診療報酬で手当てされるということでもあります。

#### 【秀島佐賀市長】

私のところも大町町長から言われているようにまったく同じような心配をさせられています。へき地といいますか不採算地区の医療ということで、合併して市民病院になって

いるわけですが、医師が1名欠員です。欠員になるときは、次はもう補充できません、しばらく耐えてくださいという感じの大学の方の見解です。

だからあとはもう個人的あるいは院長さんのつながりといいますか、そういう部分で補充していかなければならないということであります。そういう状態になってきますと、もっともっと患者さんの立場になった形でやってくださいよと言ってもなかなか変えられないのですね。ドクターの質の問題が問われるときもあるわけです。いろいろ苦情がきたり、そういうときに、あまりひどく注意をすると「それでは俺もう辞めていくよ」という感じで、あとは補充がきかないというのは目に見えておりますから、あまり言えないということで、なかなか現場でそういう事態が出てきますと看護師まで含めたところでのやる気の問題とか、雰囲気、評判、そういったものにまで影響してきますので、医師不足というのはかなり厳しいところに来ているということです。是非そういう意味で先ほどあった解消策を進めていただきたいと思います。

#### 【古川知事】

それでは、この問題はせっかく問題提起をいただいておりますので、それぞれ県は県としてもやっていき、また、市や町でもいろいろな独自の取組みやこういったことができないのかといった情報提供をしていただいて、年に1度程度、このことについては、その後どうなったのかということ、こんなことをやったらどうかという報告と提案の機会をこの場で持たせていただくようにしてはどうかと思います。ということでお願いします。

#### 協議事項6 社会的企業育成支援事業における連携について（新規・県提出）

#### 【古川知事】

それでは最後、協議事項6これは県提出のもので、ちょっとかわった内容のもの、情報共有でございます。

#### 【坂井副知事】

それでは、新たに社会的企業育成支援事業における連携についての御提案でございます。この事業の背景でございますが、住民ニーズが多様化して、行政だけではなかなか財政難等もあつて的確にサービスができないということから、現在CSO、市民社会組織、いろんな志縁組織、地縁組織で担い手ができている状況でございます。

県民満足度、住民満足度を上げるためには、そうしたところに期待が高まっておりますが、なかなかまだノウハウなり人材なり資金なり情報なりいろんなものが不足しているというのが実態だろうと思います。そういうことで、そうしたCSO組織なり、そうした新しい公共を担う部分の核となる人材、そこはなんといっても人材であるということで、その育成が求められているのが現状だということでございます。

その人材を育成するということで、社会的企業育成支援事業「iSB公共未来塾」、institute of Social Businessということですが、目的としてはそういう地域の社会の課題を解決する能力、またはそれをどう運営していく、経営していくスキルを持つ起業家、人を

育成していく、そういうことで公共サービスの担い手となる社会的企業、そこに雇用も発生してくるのではないかということで、事業内容を大きく と書いていますが、これはそういう人たちの研修を行って、研修だけで終わりではなくて、その研修を受けた人たちにプランを作ってもらって、コンペをやって、良ければそれを具体的に起業につなげていくための支援金これ最大で500万円になりますが、そうした起業支援金までやっていき、そしてまたプランの磨き上げのコンサルティングまでやっていきたいと思いますということで、これは実は内閣府の事業でございます。それを日本サードセクター経営者協会が請けてやっているという事業でございます。

これまで3地区、東京、横浜、それから名古屋・京都・佐賀これが3つ集まって1地区ですが、そこで既にやられております。6期、3地区となっておりますが、佐賀でもう3期ぐらいまでできています。そして今度は4期目のところが今回の話でございます。

平成23年4月から平成23年10月まで、来年度早々から半年間でございますが、このあたりで実施していくということで、さっき言いました東京、横浜、名古屋・京都・佐賀地区と、今、第1期、第2期、第3期は京都、名古屋ということで、サテライトに佐賀市、それからまた3期では唐津市が入っております。このサテライトも20名ぐらいの研修生です。そして、それぞれの研修を受けた人がプランを作り、コンペで勝ち抜いていけば、その起業支援金を貰える。今回、第4期、来年の4月から5月、佐賀3会場で行われます。そこに一緒にやっていきませんかという話でございます。

それぞれ1期、1か月半これに専念してがんばって、また収入が少ない人には支援として活動支援金15万円、それからまたいろんなそのプランが選抜された人には、最大500万円の起業支援金が支給されると、そしてまたそのプランの磨き上げにいろいろ相談に応じます、コンサルティングをやっていきますということでございます。

今、申し上げたとおり第4期目の来年の4月、5月に佐賀県でということで、会場受入れをどこかの市町で手を挙げていただければということでございます。1会場を20人程度のサテライトですから、現に今、第1期、佐賀市で17名の方が最初に受けた人で、11名修了者が出ました。その中で起業支援金50万円でございますが、貰った人が2人おりますと、活動支援金というのは200万円以下の所得の人に15万円貰った人も3人ほどいましたということでございます。

この提案としては、連携内容の提案でございますが、iSB公共未来塾に皆様方、市や町の名義後援をお願いしたいということと、研修生の募集の周知広報をお願いしたい。そしてまた研修生の推薦、それからまた今申し上げました講義開催地として会場として立候補をしていただきたいということでございます。これが連携事業でございます。

それから2の方は若干これに関連してですが、市町における全事業の情報開示等を通じたCSOとの協働事業ということで、県で協働化事業ということで、CSOから提案して、いろんな事業を県の事業を示してこういうことをやっていますということと全部情報を開示して、そしてそれだったらこういうことが、もっと効率的、効果的に質の高いサービス

の提供ができるのではないかと提案を受けまして、それを委託でやっていくという、現にこれは県でやっておりますが、そうした事業と一緒にやることによって、この公共未来塾等で学んだ人達が、その事業を新しい担い手としてやっていけるということでございます。

これは、県でやっているものでございますが、業務内容の自己点検をして、工程1でございます。そして県の業務内容を全部その分析したものを示していき、県と皆様とそこを個別にそれぞれ関心あるところについて相談を受け付けていく、そして提案をいただいて、工程4、工程5、そして協議をやって、場合によっては当然市や町とも関係してきますので協議をやって、そしてこれやったらいけるというものについては、提案者への回答で実施をしていく。できないものもありますが、できるものはそういう格好で実施していった、それをさらにチェックしていくということで毎年やっていく。こういう格好で、いわば提案型の県民協働事業というものが進んでいく。これを市や町においても、唐津市ではやられていると聞いておりますが、やっていただければ、先ほどのそうした人材の担い手と、それからまた担い手が進めていく事業の中身といったものが同時にできていくのではないかとございます。

ちなみに、さっき50万円貰っている人がいると言いましたが、さらに次の選抜まで行きますと更にそれに450万円起業支援金を出して、合計で500万円ということで、その実際の起業に至っていくというスキームでございます。以上でございます。

#### 【古川知事】

要するに1点目のお話は悪い話ではないということです。地域で何か役に立つ仕事をしたい、例えばNPO作って障害者の受け入れをしたいとか、商店街の関係で何か一定の集客を求めたいとか、やりたいとか、そういう地域的、社会的に役に立つことをやりたいという社会的企業家と今呼んでいるんですが、そういった人たちを養成していこうというのが今の政権のもとで行われているわけです。そしてそれを東京とか関西とかそういう大きなところでやっているのですが、佐賀県がこういったことに非常に熱心だということで、佐賀を対象に選んでいただいて今までもやってきていますということなんです。

ポイントは、まず受講料がただということ、加えて非常に年収が低い人に対しては、修了した時点で活動支援金が15万円支給される。普通だったら勉強するわけですからお金を払わなくてはならないのに逆に生活が苦しい人に対しては、15万円の支給があるということなんです。

そして更には、良いものについては、第1期佐賀のサテライト会場でやったものでいうと、17人入って卒業生が11人。そのうち15万円貰った人が3人いらっしゃって、起業支援金として50万円貰った方が2人いらっしゃるということです。これは市町村とか県の負担なしに、内閣府がこういったことを通じて社会的な企業をやっていく人たちを増やそうとしているということなんです。非常にいい話だと思うので、是非これを皆様方にお伝えをして、今回やっていくときには、来年の4月からは第4期として県内3か所でや

ることになります。そこによかったら立候補されませんかということの提案でございます。例えば多久なら多久でされても、多久の市民しかダメということはありませんので、例えば江北の町民の人でもそういったことに興味のある方は、多久の会場に行っていて受講していただければ、もちろんこういったことの可能性もあるということでございますし、こうしたことを通じて、行政ばかりがサービスを提供しなくてはいけないというのではなくて、いい形で住民の人が持っている力を使って一緒に公共サービスを提供していくということが可能になるのではないかとということで、こういう機会を使っただけであればということでの御紹介と提案でございます。

2番目は、協働化テストと前に言っていたもので名前を変えて県はやっていますが、市や町でもやってみてはいかがですかという御提案でございます。

ですから、主には今回 i S B 公共未来塾の話について、こちらの方としては新しい提案ということで出ささせていただいたというものでございます。以上です。

【横尾多久市長】

問題意識として、非常に同じように持っていますので、その必要性を感じますから、例えば多久とおっしゃっていただいたこともあります。前向きに検討したいと思います。いろんな意味で県の真ん中にありますから通りやすいとか利便性もありますから、それはまた事務的に意見交換させてください。

そこで、一つ伺いたいのはこれは、昼間開催されているのかということです。夕方からの講座でもいいのかというのが一点。もう一つは、いわゆる民間だけでなければいけないのか、公務員とかは受講できないのか。

【坂井副知事】

開催は昼間だけのものあれば、土日夜型もあります。昼間コース、それと夜間コースは夜と土日で行っていきましょうということでございます。

【古谷くらし環境本部長】

参加していただける方というのが、社会的企業の創業を目指している方、それから事業経営の中核となるリーダーやスタッフの方、それから自身の専門能力を生かし社会的企業の育成支援に貢献したいと考えている方というのが、直接の対象者でございますが、そこは例えば行政の方でも、こういったことについて勉強したいということも御相談は可能ではないかなと思っています。ただ、最後支援資金まで乗っかっていくとなるとなかなか行政の人間ということにはならないかと思いますが。

【横尾多久市長】

私が質問したのは、民間企業で、例えばなんとか社中を作った人がこの間、官僚から出言われていたのではというわけではないのですが、やはり行政側にもこういったノウハウとか知識がある人、知っている人を増やさなければいけないと思うのです。こういう社会の新しい動きにどう対応したらいいのか、あるいは先ほど冒頭の説明にもありましたように、社会問題をよりよく解決していく方法を学ぶということで、まさに行政がやらなければ

ばいけないことでもありますので、オブザーブでもなんでもいいですから聞けるようにするとか、あるいは講座のテーマによっては、そのときに傍聴できるとか、そのことも可能なら、先方のサードセクター経営者協会と協議していただいて、そういうチャンスを与えていただくと、より多くの特に若い職員のみなさんが、新しい感性を持って行政を見つめ直すこともできるので御相談いただければなと思います。

それからこの昼間コース、夜間コースはそれぞれ固定的なわけですよ。夜間コースは夜間コースとしてある一定期間、何か月か経てば修了できるとなっているわけですよ。詳しくは、また改めてお願いします。

【古谷くらし環境本部長】

お答えに補足させていただきますと、4月の下旬から5月の末にかけて公開講座というのを佐賀市のアバンセの方で予定されています。その時には、これは公開講座でございますので、その中で他県で実践を実際にされている方をパネラーにしたディスカッションとか、あるいはそういう取組の概要について講座があります。こちらの方は勉強という意味でも御参加いただけるのではないかと考えております。

それと確かにコースは限定的になると思うのですが、場合によっては、これをサテライトの方でとか、直接講座に出向くのではなくて自宅でインターネットを通じて受講することも手法としては可能でございます。ただ助成金の対象となっていますのは、それが2割を超えますと15万円の支援は得られないとか、そういったことはございますが、必ずその例えば日中で最後にどうしても出られないという部分は、夜間とか他のコースでやっている分を自宅の方でネットで受けるということも可能ではないかと思えます。

【古川知事】

他にございますか。それではこの内容については、また市長会、町村会にお示しをして、募ってまいりたいと思えます。

その他

(会議の運営について)

【古川知事】

最後にその他ですが、会議の運営方法について、若干の提案をさせていただきたいと思えます。会議を欠席になる場合の取扱いについてございまして、大きく分けて日程を内定するときには、会議のたいたい2か月くらい前に、この皆さんが日程合うということでまず調整をいたします。けれども、どうしてもそのあとに駄目になるケースがでてくるだろうということで、限られた人数の会議なので、誰が出席していると会議が成立するのとかそういったことについてあらかじめ決めておこうということで考えたものでございませぬ。

会議出席前の欠席については、知事・市長会長・町村会長、これはいわば必須メンバーということなのかなと思っております、招集通知を出す前であれば、日程の再調整をす

ることにしたいと考えております。最低でもこの3者については、揃うということをまず目指したいと思います。しかしながら、招集通知を出してしまったという後に、急にでてきたという話の場合には、座長代理は市長会長又は町村会長になっておりますのでそれをお願いし、私の代理であれば副知事、会長代理にあつては副会長という形でして、出席者の補充が可ということにしてはいかがかと思っております。また、この市長会長・町村会長・私以外のメンバーの場合には、出席者の補充可ということできたいと思っております。

それから、会議開催中に例えば最後までいられないとかいうときについても同じように考えて、座長代理は市長会長又は町村会長、私の代理は副知事、会長代理は副会長ということで考えてはいかがかということだと思っております。ということでございまして、異論がなければこういう取扱いで進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【横尾多久市長】

詰めていただくのはありがたいのですが、招集通知後であってもこれだけの人数ですし、会議の議題となる内容にもよるとは思いますが、場合によっては日程の再調整の延期ということも当然あっていいと思っております。

【古川知事】

実際やってみるとわかるのですが本当にみなさんの日程を調整するのは大変なんです。難しかったから、今日みたいになっているわけです。本当は職員が休日にこの時間にでてくるといふことなんかを考えたときには、平日のしかるべき時間の方が望ましいだろうと思うわけです。

ですから、ものすごく重要な審議の議題がかかっていると、そういった時には、この要領によらず、今回は、駄目だという感じでやりたいと思っておりますが、いかに市町長さんたちがお忙しくしていらっしゃるかということをも改めて感じている次第でございますが、極力やるようには努力していきたいと思っております。そういう前提を付けたうえで、今後の取り扱いを進めていきたいと思っております。

【事務局】

会議の一番最後に、意見交換を最後に何かあればということで設けておりました。

(法令の柔軟な運用について)

【秀島佐賀市長】

時間をいただきたいと思っておりますが、1か月程前の新聞記事で、悩み事、それからまた我々、県、市町立場が変わっても法令を遵守して業務を進めていかないといけないという中で、かなり以前に作られたもの、時代がどんどん変わってきますから、そういったものにできるだけ現実的に合わせていく柔軟性も必要じゃないかなと、そういうことで事例を出してみたいと思っておりますが、佐賀市で北部、中山間地域に、定住人口を増やしていこうということで、空き家を提供してそこに体験住まいということで実施しているわけです。お試し定住という名前で、そこで2か月程住んでいただくと、ただ家賃はいりません。しかし電気代とか、衛生費、し尿汲み取り関係とか水道があれば水道そういったものの費用は出して



くださいということで提供を提示したところ、そういったものは法律的には旅館で、届出がいりますよ、業務の届出をして下さいというようなこと、それを届出しようとしたら今度はそういったものに届出けるならば、建物の構造関係で規制がかかってきますと、これは県の条例のようですが、それには便所は男子と女子と二つに分けておかないとならないとかです。

それもおおまかにはわかりますが、今どちらかというところグリーンツーリズムとかあるいは中山間地域の定住を促すためのお試的なものであるから、本来の法律のように、あるいは条例等で決められているもの本来とは少し違う分野でのお試しだから、そこら辺を柔軟に対応できるようなものがないのかなと、そういうところで法律がある条例があるずっと以前に作って、そういうものが想定されなかった時代に作った条文を今の時にそのままストレートに当てはめた場合は、非常に時代の流れに沿わない形での結論が導かれる。例規だけが尊重されて現実に合わないようなことになるから、そういったところの柔軟性というのが必要ではないかなということで、ここに提案させていただきます。

当然、これは県と市との協議で意見が合わなかった分があるのですが、これはそういった権限を市が持っていた場合も市と実際の住民から申請があった場合にはトラブルのもとにもなるような事案ですから、柔軟な姿勢というものが、我々に今求められているのではないかなということで提案をさせていただいています。

【古川知事】

これは提案をされていたんですか。

【秀島佐賀市長】

事例としてです。これは佐賀市と県との関係で、県の場合は旅館業法に該当しますよと申請をしてくださいと、それをしたら旅館的な扱いをするということになると便所は男女二つ別にしないと駄目ですよと、うちの方としましては、そこまでいくのかなという感じのものがあったもので、例えば、県の条例にこういう場合は除くとか、入れてもらうとだいたい楽になるのですが。

【古川知事】

今の話については実は今定例会でも一般質問でも指摘がありまして、検討しますということをお答えしております。

それで観光課を事務局にして、この今の条例を持っているのは生活衛生課ということなんですが、そこだけの分野で物事を判断するのではなくて、農業関係のセクションにも入ってもらい、そして観光課が事務局になって検討をしていこうということ、そして九州各県のほかの状況の話もあるので、そういったことでやっていきたいと思いますということを一般質問を受けてやろうとしておりますので、せっかくなので自由な意見交換で出していただくというよりは、佐賀市以外にも同じ条例が適用されていますので、ぜひ市長会、町村会とも問題意識が同じだということであれば、次回の会議に提案していただくとか、または市長会、町村会の提案で出していただくとかそういったことをしていただくのも非常に大

きな意味があるのではないかなと思っております。

旅館業を営んでおられる方からすると、自分たちは厳しい規制のもとにやっていると、そういうものとなぜ違うのだという議論は当然あるんだろうと思うんです。ですから、そういう声があるということは、きちんとした形で出された方がより議論しやすいという部分もありますので、今日御提案いただいたことをもうちょっと拡大していただければ、議論しやすいかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【横尾多久市長】

県の検討はいつごろ出るのですか。

【古川知事】

今議会中なので議会在終わってから始めるとかいう感じになると思いますので、今日、明日とかいう感じではないものですから。他にございますか。

【事務局】

事務局からでございますけれども、日程の関係で念のため申し上げておきます。前回の最初の会議で年度内の会議について、今回までということにさせていただいております、日程は今年度はこれまでということで事務局としては思っているのですが、そのあたりをもし意見等ございましたら、おっしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【メンバー】

異議なし。

【古川知事】

次は新年度ということで、また日程調整をさせていただきます。では本当にありがとうございました。